○函館市旅館業法施行条例

平成17年6月29日 条例第38号

(趣旨)

第1条 旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)の施行については、別に 定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

- 第2条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第 8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 施設およびこれに附属する工作物の外壁および屋根は、その形態、意匠等が善良の 風俗を害するものでないこと。
 - (2) 客室は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 就寝するために寝具を置く部分の床面積は、宿泊者1人につき2.47平方メートル以上であること。
 - イ 内部において宿泊料等の受渡しを行うことができるエアシューター, 小窓等の設備 が設けられていないこと。
 - ウ 客室の外部から客室の内部を監視し、またはのぞくことができる設備(換気または 採光のための窓その他の設備を除く。)が設けられていないこと。
 - エ 出入口の扉等は、宿泊者が自由に開閉できるものであること。
 - オ 出入口の扉等またはその周辺の見やすい場所に客室の番号または室名が表示されていること。
 - (3) 客室と建物の出入口,他の客室等とを接続する専用の廊下,階段その他の通路(以下「専用通路」という。)を有する場合には,当該専用通路は,次の要件を満たすものであること。
 - ア 内部において宿泊料等の受渡しを行うことができるエアシューター, 小窓等の設備 が設けられていないこと。
 - イ 出入口の扉等は、当該客室の宿泊者が自由に開閉できるものであること。
 - (4) 玄関帳場その他これに類する設備(以下「玄関帳場等」という。)は、次の要件を 満たすものであること。
 - ア 宿泊しようとする者が必ず通過する場所に面して設けられていること。
 - イ 床面積は、3.3平方メートル以上であること。

- ウ 宿泊しようとする者との面接に適し、かつ、宿泊者その他の施設の利用者の出入りを容易に確認することができる位置に、縦横それぞれ1メートル以上の開口部を有する受付用の窓口その他これに類する設備(以下「受付窓口」という。)が設けられていること。
- エ 受付窓口には、幅0.3メートル以上、長さ1メートル以上の受付台が宿泊に係る手 続を行うのに適した位置に付設されていること。
- オ 受付窓口において宿泊しようとする者との面接を行うのに適した照度を確保できる照明設備が設けられていること。
- カ 受付窓口の周辺の見やすい場所にフロント等玄関帳場等である旨が表示されていること。
- キ 受付窓口およびその周囲には、宿泊しようとする者との面接を妨げるおそれのある カーテン、囲い等の設備が設けられていないこと。
- (5) 当該施設の規模に応じた適当な暖房設備を有すること。
- (6) 便所が設けられていない客室がある場合は、宿泊者の利用しやすい位置に、その定員に応じた適当な数の便器を有する共同用の便所が設けられていること。
- (7) 客室の定員以上の数の寝具を備え、かつ、当該寝具の保管に適した設備を有すること。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

- 第3条 政令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 施設およびこれに附属する工作物の外壁および屋根は、その形態、意匠等が善良の 風俗を害するものでないこと。
 - (2) 客室は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 就寝するために寝具(階層式寝台を除く。)を置く部分の床面積は、宿泊者(階層 式寝台を使用する者を除く。)1人につき2.47平方メートル以上であること。
 - イ 階層式寝台の各段の面積は、それぞれ1.65平方メートル以上であること。
 - ウ 多数人で共用する構造または設備を有しない客室(以下この号において「専用客室」 という。)にあっては、専用客室の内部において宿泊料等の受渡しを行うことができ るエアシューター、小窓等の設備が設けられていないこと。
 - エ 専用客室にあっては、外部からその内部を監視し、またはのぞくことができる設備 (換気または採光のための窓その他の設備を除く。) が設けられていないこと。
 - オ 出入口の扉等は、宿泊者が自由に開閉できるものであること。

- カ 出入口の扉等またはその周辺の見やすい場所に客室の番号または室名が表示され ていること。
- (3) 専用通路(多数人で共用する構造または設備を有する客室と接続するものを除く。) を有する場合には、当該専用通路は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 内部において宿泊料等の受渡しを行うことができるエアシューター, 小窓等の設備 が設けられていないこと。
 - イ 出入口の扉等は、当該客室の宿泊者が自由に開閉できるものであること。
- (4) 次の要件を満たす玄関帳場等を有すること。ただし、旅館業法施行規則(昭和23年 厚生省令第28号。以下「省令」という。)第4条の3各号のいずれにも該当する設備 を有する場合は、この限りでない。
 - ア 宿泊しようとする者が必ず通過する場所に面して設けられていること。
 - イ 床面積は、3.3平方メートル以上であること。
 - ウ 宿泊しようとする者との面接に適し、かつ、宿泊者その他の施設の利用者の出入りを容易に確認することができる位置に、縦横それぞれ1メートル以上の開口部を有する受付窓口が設けられていること。
 - エ 受付窓口には、幅0.3メートル以上、長さ1メートル以上の受付台が宿泊に係る手 続を行うのに適した位置に付設されていること。
 - オ 受付窓口において宿泊しようとする者との面接を行うのに適した照度を確保でき る照明設備が設けられていること。
 - カ 受付窓口の周辺の見やすい場所にフロント等玄関帳場等である旨が表示されていること。
 - キ 受付窓口およびその周囲には、宿泊しようとする者との面接を妨げるおそれのある カーテン、 囲い等の設備が設けられていないこと。
- (5) 当該施設の規模に応じた適当な暖房設備を有すること。
- (6) 便所が設けられていない客室がある場合は、宿泊者の利用しやすい位置に、その定員に応じた適当な数の便器を有する共同用の便所が設けられていること。
- (7) 客室の定員以上の数の寝具を備え、かつ、当該寝具の保管に適した設備を有すること。

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

- 第4条 政令第1条第3項第5号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 客室の床面積は、それぞれ4.95平方メートル以上であること。

- (2) 客室の就寝するために寝具を置く部分の床面積は、宿泊者1人につき2.47平方メートル以上であること。
- (3) 便所が設けられていない客室がある場合は、宿泊者の利用しやすい位置に、その定員に応じた適当な数の便器を有する共同用の便所が設けられていること。

(構造設備の基準の特例)

第5条 旅館業(下宿営業を除く。)の施設のうち、省令第5条第1項各号に掲げる施設については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める基準は、適用しない。

省令第5条第1項第1号から第3号ま	第2条第2号アおよび第4号ならびに第3条第2号アおよ
でに掲げる施設	びイならびに第4号の基準
省令第5条第1項第4号に掲げる施設	第3条第2号アおよびイならびに第4号の基準

2 前項に定めるもののほか、旅館業の施設のうち、季節的状況、地理的状況その他特別の 事情により第2条から前条までの基準による必要がないものまたはこれらの基準による ことができないものであって公衆衛生上および善良の風俗の保持上支障がないと認めら れるものについては、これらの基準の全部または一部を適用しないことができる。

(営業の許可に際して清純な施設環境について考慮すべき施設)

- 第6条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項,法第3条の3第2項および法第3条の4第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める社会教育に関する施設その他の施設は、次に掲げる施設とする。
 - (1) 図書館法 (昭和25年法律第118号) 第2条第1項に規定する図書館
 - (2) 博物館法 (昭和26年法律第285号) 第2条第1項に規定する博物館および同法第31 条第1項の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣が指定したもの
 - (3) その他多数の生徒、児童および幼児の利用に供される施設であって市長が指定するもの
- 2 市長は、前項第3号の施設を指定するときは、その旨を告示しなければならない。 (営業の許可に際して意見を求めなければならない者)
- 第7条 法第3条第4項(法第3条の2第2項,法第3条の3第2項および法第3条の4第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は,前条第1項に規定する施設が,国,独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)または国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。)の設置する施

設であるときは当該施設の長とし、地方公共団体の設置する施設であるときは当該施設を 所管する地方公共団体の長または教育委員会とし、地方独立行政法人(地方独立行政法人 法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。) の設置する施設であるときは当該施設の長とし、国、独立行政法人もしくは国立大学法人 または地方公共団体もしくは地方独立行政法人以外の者の設置する施設であるときは当 該施設の所在地の市町の長とする。

(旅館業の施設について講ずべき措置の基準)

- 第8条 法第4条第2項に規定する換気,採光,照明,防湿および清潔その他宿泊者の衛生 に必要な措置の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 採光または照明は、施設内のそれぞれの場所で適切な照度を有すること。
 - (2) 浴槽水は、次に掲げるところにより措置を講ずること。
 - ア 毎日取り替えること。
 - イ 24時間以上取り替えないで循環させ、およびろ過している浴槽水(以下「連日使 用型循環浴槽水」という。)にあっては、アの規定にかかわらず、1週間に1回以上 取り替えること。
 - ウ 気泡発生装置等(気泡発生装置その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる 設備(シャワーを除く。)をいう。第6号において同じ。)には,連日使用型循環浴 槽水を使用しないこと。
 - エ 回収槽(浴槽からあふれ出た水を集め、貯留する設備をいう。)内の水を浴槽水として再利用する場合は、塩素系薬剤を使用して当該回収槽内の水を消毒すること。
 - オ 打たせ湯およびシャワーには、循環させている浴槽水を使用しないこと。
 - (3) 露天風呂がある場合には、その浴槽水が配管を通じて屋内の浴槽の浴槽水に混入しないようにすること。
 - (4) 洗面設備には、飲用に適する水を供給すること。
 - (5) 寝具を常に清潔にし、寝具のうち、布団カバー、枕カバー、敷布、寝衣その他の宿 泊者の皮膚に接するものは、これを宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。
 - (6) 旅館業の施設を清掃し、当該施設のうち、便所、洗面所、浴場その他の不潔になりやすい場所については、必要に応じ消毒等を行い、衛生上支障がないようにすること。 この場合において、浴場およびその設備については、次に掲げるところにより措置を講ずること。
 - ア 連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽にあっては、当該浴槽を1週間に1回以上清掃

- し、および消毒すること。
- イ 浴槽水のろ過装置,循環配管(浴槽とろ過装置との間で浴槽水を循環させるための配管をいう。)および水位計配管(水位計に接続する配管をいう。)を1週間に1回以上洗浄し、および消毒すること。
- ウシャワーにあっては、次の措置を講ずること。
 - (ア) その内部に滞留した水が置き換わるよう1週間に1回以上通水すること。
 - (イ) 1年に1回以上その内部を洗浄し、および消毒すること。
- エ 集毛器を毎日清掃し、および消毒すること。
- オ 貯湯槽(湯を貯留する設備をいう。) および調節箱(洗い場の給湯栓またはシャワーに供給する湯の温度を調節するための設備をいう。) を1年に1回以上清掃し, および消毒すること。
- カ 気泡発生装置等にあっては、次の措置を講ずること。
 - (ア) 1週間に1回以上清掃し、および消毒すること。
 - (イ) 空気の取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないようにすること。
- (7) ねずみ、昆虫等の発生および侵入を防止し、ならびにその駆除を行うこと。
- (8) 客室にガスを使用する設備がある場合には、その使用方法を宿泊者の見やすい場所に表示すること。
- (9) 換気設備,暖房設備,給水設備,排水設備その他の設備を適正に使用できるよう保守点検し、または整備すること。
- (10) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定により就業が制限される感染症にかかっている者またはその疑いのある者は、 当該感染症をまん延させるおそれがなくなるまでの間、業務に従事させないこと。 (宿泊を拒むことができる事由)
- 第9条 法第5条第1項第4号の条例で定める事由は、次のとおりとする。
 - (1) 宿泊しようとする者が、泥酔し、または言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (2) 宿泊しようとする者の服装または携帯品が、著しく不潔で、他の宿泊者の衛生の保 持に支障があると認められるとき。

附則

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に旅館業法第3条第1項の許可を受けている者または当該許可

の申請をしている者に係る当該許可または申請に係る施設の構造設備の基準については、 旅館業法施行条例(昭和24年北海道条例第4号)の例による。

附 則(平成24年9月25日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月25日条例第35号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月8日条例第51号)

- 1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の公布の日から平成30年6月14日までの間においては、旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号)附則第5条第2項の規定により行われる同法による改正後の旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の許可に関する基準については、改正後の第2条および第5条から第8条までの規定の例による。

附 則(令和2年12月8日条例第52号)

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令和3年3月15日条例第35号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月6日条例第16号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年9月13日条例第34号)

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館 業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日から施行する。